

令和2年3月26日
危機管理課（本件について）
220-2187
地域保健課（感染症について）
234-5105

新型コロナウイルス感染症に伴う4月1日以降の対応について

〔対応方針〕

1. 休館中の市施設6施設は、政府の専門家会議から示された3条件を回避することを徹底したうえで、開館する。
(西部市民憩いの家、老人福祉センター万寿苑、老人福祉センター松寿荘、老人福祉センター鶴寿園、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、キゴ山ふれあい研修センター・プラネタリウム)
2. 市主催イベントは、政府の専門家会議から示された3条件を回避することを徹底したうえで、通常開催とする。
3. 貸館等におけるイベントは、政府の専門家会議から示された3条件を回避することを徹底したうえで、通常開催とし、一律の自粛要請は行わない。

ただし、高齢者や持病のある方に対しては、感染リスクを下げる環境を整える。また、全国的な大規模イベントについては、慎重な判断をする。

〔根拠〕

3月19日に政府の専門家会議から示された見解によると、感染状況が収束に向かい始めている地域や感染状況が一定程度に収まってきている地域では、3条件を徹底的に回避する対策を行ったうえで、感染拡大のリスクが低い活動から、徐々に解除することを検討している。

※3条件

1. 換気が悪い密閉空間（密閉）
2. 人が密集している（密集）
3. 近距離での会話や発声（密接）